

車庫証明の手続きが変わります！

自動車の保管場所の確保等に関する法律が一部改正され、保管場所標章（ステッカー）が廃止されます。



警察署に書面で申請した場合（普通自動車以上）

- 3/31までに証明書を受け取る場合は、ステッカーの交付が必要です。
- 4/1以降に証明書を受け取る場合は、ステッカーの交付は不要です。

OSSで電子申請した場合（普通自動車以上）

- 3/31までに警察署から運輸支局に証明通知を行う場合は、ステッカーの交付が必要です。
この場合、4/1以降であっても、保管場所標章交付手数料（550円）の振込みが必要です。
- 4/1以降に警察署から運輸支局に証明通知を行う場合は、ステッカーの交付が不要です。

4/1以降、保管場所標章の受け取りが不要になれば、OSSシステムでの処理で完了するため、保管場所標章の受け取りのために警察へ赴く必要がなくなります！！

警察署に書面で届出した場合（軽自動車等）

- 3/31までに届出を行う場合は、ステッカーの交付が必要です。（即日交付）
- 4/1以降に届出を行う場合は、ステッカーの交付は不要です。
- ※ 軽自動車の届出は、旧佐賀市内など適用地域のみです。
- ※ その他、変更届出等の場合も、軽自動車と同様です。

保管場所標章の交付を受ける際に必要であった手数料（550円）も不要となります。

なお、保管場所標章が廃止されても、申請・届出の義務はありますので、申請・届出をお忘れなく！（申請手数料は必要です。）